



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

媛甲第七號

昭和十一年四月十三日

内務省土木局長
 内務省警保局長

各地方長官
 警視總監
 宛 (愛媛縣知事ヲ除ク)

自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ
 規格ニ關スル件通牒

標記ノ件ニ付愛媛縣知事ヨリ別紙甲號寫ノ通照會有リ候處
 乙號寫ノ通及回答候條御了知相成度

乙號寫
甲第七號

昭和十一年四月十三日

内務省土木局長
 内務省警保局長

愛媛縣知事殿

自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ
 規格ニ關スル件回答

本年一月三十日保第二三四號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件左
 記ノ通御承知相成度

記

一、既免許業者カ現在使用ノ車輛ヲ變更セムトスル場合ニ於テハ當然本規格ハ其ノ適用アルヲ以テ之ニ適合セサル車輛ノ幅員増大ハ認ムヘカラサルモノトス
 二、既免許業者ニハ適用ナキモ之カ設置ニ付協力スルハ差支ナシ

三、箇々ノ場合ニ於テ具體的事由ニ依リ判定スヘキモノトス

四、本規格ハ新規事業ニ付適用セラルルモノナルモ既免許
路線ト重複スル區間ノ施設ニ付テハ既免許業者ニ協力セ

シメ差支ナン

五、御意見ノ通

甲號寫
保第二三四號

昭和十一年一月三十日

愛媛縣知事 大場 鑑 次郎

内務省土木局長殿

自動車運輸事業路線ノ道路ノ規格

ニ關スル件

昭和十一年一月十四日付内務省發土第二號ヲ以テ通牒相成
候標記ノ件ニ關シ左記事項何分ノ御回答相煩度此段及御
候也

記

一、本件ハ既免許業者ニ對シテハ適用無キモノト思料スル

モ現在使用ノ車輛ヲ變更スル場合ノ取扱如何(第一項ト

ノ關係)車輛變更ノ場合現在ノ車輛ヨリ其ノ幅員増大ス

ル場合本通牒第一項ニ適合セサルトキハ認ムヘカラサル
モノナルヤ

二、通牒第八項ハ既免許業者ニ對シテモ適用施設セシムヘ

キヤ

三、通牒第九項「特別ノ事由アルモノ」ニ付解釋如何(例
示相成度)

四、出願路線中一部路線カ既業者ノ路線ナル場合該業路線

ニ對シテモ適用スヘキモノナルヤ

五、既業者カ新ニ停留所ヲ設置シ或ハ變更スル場合ハ總テ

本通牒ニ依ラシムヘキヤ

×
—
×

×
—
×